

2024年12月26日  
株式会社イオン銀行

### 金融庁による行政処分について

株式会社イオン銀行（代表取締役社長 小林 裕明、以下、当社）は、本日、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、マネロン・テロ資金供与）管理態勢に関し、金融庁より銀行法第26条第1項の規定に基づく、業務改善命令を受けました。

お客さまをはじめ、関係者の皆さまに大変なご不安とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

業務改善命令の内容は別紙に記載の通りでございますが、当社では、本命令を重く受け止め、深く反省するとともに、今後、金融庁の指導を仰ぎながら、同管理態勢の改善に全社をあげて取り組んでまいります。

まずは、業務改善計画の策定、マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢強化を目的に、本日付で「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢改善委員会（以下、同委員会）」を設置いたしました。取締役会の管理・監督に基づき、外部の知見を活用しながら同委員会を運営してまいります。

業務改善計画を策定のうえ、2025年1月31日までに金融庁へ提出する予定であり、提出した際にはあらためて公表させていただきます。なお、お客さまのお取引に関しましては影響ございません。

近年、金融犯罪が多様化・巧妙化している状況に鑑み、マネロン・テロ資金供与対策を経営の最重要課題の一つと捉え、引き続き安心してイオン銀行をご利用いただけるよう、全力で取り組んでまいります。

以上

**業務改善命令の内容（銀行法第26条第1項）**

1. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）対策を重視する健全なリスクカルチャーを醸成し、実効性あるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築するとともに、疑わしい取引の届出に関する適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。
  - （1）疑わしい取引の届出業務を適時・適切に行うための態勢を速やかに構築すること
  - （2）取引モニタリングシステムで検知したにもかかわらず、疑わしい取引に該当するか否かの判断を行わず放置した取引について、疑わしい取引の届出を行う必要があるか否かを判断し、速やかに届出を実施すること
  - （3）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成30年2月に金融庁が公表。以下、「ガイドライン」という。）において対応が求められる事項のうち、対応未了となっている事項について、必要な措置を講じること
  - （4）今回の処分を踏まえた責任の所在の明確化を図るとともに、上記を確実に実行し定着を図るために、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢について、内部監査の活用を前提としつつ、取締役会及び経営陣による積極的な実態把握や必要な指示等の主導的な関与をはじめとするガバナンスを抜本的に強化すること
2. 上記1.に係る業務の改善計画について、令和7年1月31日（金）までに提出し、直ちに実行すること。
3. 上記2.の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3か月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること（初回提出基準日を令和7年2月末とする。）。

以上